

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）定款第 27 条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）並びに手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員任期に於いて（その者の死亡による退職の場合は、その遺族に）退職手当を支給することができる。
- 4 役員は、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、報酬等を辞退することができる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 本会の常勤役員の報酬総額は、別表「常勤役員の年間報酬総額」に定める金額の範囲内とし、会長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の常勤役員の報酬を決定するものとする。

- 2 退職手当は、退職時の報酬の月額に 100 分の 150 を乗じて得た額に、在職年数を乗じて得た額の範囲内とし、会長は、理事会の承認を得て決定するものとする。
- 3 前 2 項にかかわらず、監事の報酬等は、社員総会で決定した額の範囲内で、監事の協議により支給するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬等は、常勤役員にあっては、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じて、通勤手当を支給する。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 本会には、当面の間、常勤理事及び常勤監事を設置しない。

2 この規程は、社団法人が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。

(平成23年〇月〇日理事会議決)

別表 「常勤役員の年間報酬総額」

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① 会長である理事 | 年額 12,000,000 円の範囲内 |
| ② 会長以外の理事 | 年額 11,000,000 円の範囲内 |
| ③ 監事 | 年額 11,000,000 円の範囲内 |